

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
クライシス・インシデントマネジメント要領

制定 平成 23 年 12 月 26 日 23 産技経経第 72 号
一部改正 平成 29 年 2 月 13 日 28 産技経経 83 号
一部改訂 平成 30 年 5 月 10 日 30 産技経経第 47 号
一部改訂 2024 年 2 月 26 日 2023 産技企経第 256 号
一部改訂 2024 年 9 月 27 日 2024 産技企経第 108 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）における「リスクマネジメント要綱」第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、クライシスマネジメント及びインシデントマネジメント体制に関して必要な事項を定め、危機対応のための準備並びにクライシス及びインシデント発生時の対応を明確にし、もって都産技研の事業運営の堅実化及びステークホルダーの損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、都産技研の役職員等に適用する。

(定義)

第 3 条 この要領における用語の意義は、リスクマネジメント要綱、コンプライアンス推進委員会設置要綱に定めるところによる。

(事業継続計画)

第 4 条 リスクマネジメント要綱別表 1 に規定されるクライシス（以降、「クライシス」という。）のうち、事業継続性の維持に大きく影響を及ぼすものについては、事前に事業継続計画を策定するものとする。

2 事業継続計画の策定、改正及び廃止については、理事長が審議し、決定する。

(基本的責務)

第 5 条 役職員等は、クライシスに際し、通常の職務範囲に関わらず、直ちに報告を行い、指示に従わなければならない。

第 2 章 クライシスマネジメント体制

(緊急事態対応の発動)

第 6 条 クライシス及びそれに準ずる事業上の緊急事態が発生した場合、緊急事態対応体制をとるものとする。

- 2 緊急事態対応体制をとる判断は、理事長が行う。
- 3 クライシスのうち、事業継続に係る大規模なものは、事業継続計画に従う対象として取り扱う。対象であるかの決定は、該当する事業継続計画での基準によるものとする。

(緊急事態の通報)

第7条 クライシス又はその可能性を認知した役職員等は、程度の大きさを自己判断することなく、すみやかに所定の通報先に通報しなければならない。

2 通報は、伝達をより確実かつ速やかに行うために原則として次に掲げる各号の手順で重ねて通報しなければならない。

- 一 所属長若しくは業務管理者を介して、又は直接理事長へ伝達する。
- 二 管轄する責任者若しくは担当者又は通報ルートが明らかな場合、その者を介して又はそのルートに従って、理事長へ伝達する。
- 三 伝達が滞るおそれがある場合、通報が可能な者へ通報の必要性を明確にしたうえで通報の責務を引き継ぐ。また、そのような場合、通報ルートの中間を跳び越すことを妨げない。

(緊急事態対応体制)

第8条 緊急事態対応体制は、緊急事態の内容及び状況に応じ、理事長が定める。

2 原則として緊急事態対応の責任者（以下、「クライシス対応責任者」という。）は、理事長とする。代理については組織規程第4条のとおり理事とする。緊急事態の内容及び状況に応じ、理事長又は代理は、別の者をクライシス対応責任者として指名することができる。

3 緊急事態対応を担当する者（以下、「クライシス対応担当者」という。）は、緊急事態の対応にあたり、クライシス対応責任者の指示に基づいてクライシスに対応する。クライシス対応担当者は、別表1に定める。なお、理事長は、クライシスの状況等によってその他の者をクライシス対応担当者に指名することができる。

4 クライシス対応責任者及びクライシス対応担当者をもって構成されるチーム（以下、「クライシス対応チーム」という。）は次の各号に掲げる機能を持ち、それを実施する。

- 一 緊急事態の状況把握及び分析
- 二 応急処置の決定及び指示
- 三 原因究明及び対策指針決定
- 四 対外広報及び対外連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定
- 五 都産技研内連絡の内容、時期及び方法の決定
- 六 クライシス対応チームから指示又は連絡ができないときの代替措置の決定
- 七 対策実施上の分担等の決定
- 八 対策実行の指示及び結果確認
- 九 その他必要事項の決定

5 クライシス対応チームは、緊急事態対応のために、前項各号にかかる指揮命令権を有し、それを行使することができる。

6 「クライシス対応チーム」、「クライシス対応責任者」、「クライシス対応担当者」等の呼称は、緊急事態対応活動又は事業継続活動の種類に応じて、某「対策本部」、「対策本部長」、「対策担当者」等、適宜変更して用いても差し支えないものとする。

(緊急事態対応の目標)

第9条 緊急事態対応は、人命救助を最優先とする適切な優先順位を定め、次の各号に掲げる事項の実現を目標として実施する。

- 一 クライシスの直接的及び副次的影響を最小に抑える。
- 二 継続するクライシスの原因をすみやかに取り除き、リスクを低減する。

(緊急事態対応の主要項目)

第10条 緊急事態対応は、クライシスの種類に応じ、リスクマネジメント要綱別表1に示す主要項目に配慮して実施する。

(届出)

第11条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確かつ迅速に所管官公庁に届け出る。

(報告及び連携)

第12条 クライシス対応チームは、適時、コンプライアンス推進委員会（以下、「委員会」という。）及び関係する会議に、活動状況を報告しなければならない。また、必要に応じ、都産技研内の関係する他の委員会と連携をとる。

(クライシス対応チームの解散)

第13条 クライシス対応チームは、次に掲げる状態のいずれかに至った場合には、速やかに解散する。

- 一 当該緊急事態対応が完了し、かつ対策が所定の効力を発揮したとき
- 二 当該緊急事態対応を、特定の部門又は機能で業務として引き継ぐことが組織的に決まり、引き継ぎが完了したとき

2 クライシス対応チームの解散は、理事長が決定する。

(本部機能の移行)

第14条 事業継続計画の発動の有無に関わらず、本部（江東区青海）が大規模な災害、事故、システム障害等により、機能を停止し即時復帰が望めない場合は、理事長の判断により、多摩テクノプラザに本部機能を臨時的に移行することができる。

2 多摩テクノプラザも同様の障害があり、本部機能を移行できない場合は、同機能を支所に移行することができる。

(記録)

第15条 クライシス対応チームは、活動結果及びその内容の理解に必要な記録を残すものとする。

(訓練及びシミュレーション)

第16条 委員会は、クライシスに備えて、定期的に訓練又はシミュレーションを計画し、指揮しな

なければならない。

2 類別したリスクごとに、訓練又はシミュレーションの計画及び指揮の責務を適任者へ委譲することができる。

(レビュー)

第17条 委員会は、事業継続計画の状況（事前準備、対策、復旧、評価、再発防止などの実施状況）を毎年度1回以上レビューしなければならない。

第3章 インシデントマネジメント体制

(インシデントマネジメント体制)

第18条 委員会は、インシデントの発生が予測される事象については、それぞれのインシデントマネジメントの内容を事前に規程として定めるものとする。規程には、次の各号に定める内容を明記する。

- 一 インシデントマネジメントの対象となる事象
- 二 対応の内容
- 三 対応の決定者を含む対応体制
- 四 対応の周知方法及び周知内容
- 五 訓練

2 規程として定められていないインシデントが発生した場合、第2章のクライシスマネジメント体制の定めに基づいて対応する。

附則

(施行期日)

この規程は平成23年12月26日から施行する。

この規程は平成30年5月10日から施行する。

この規程は2024年3月1日から施行する。

この要領は2024年10月1日から施行する。

別表1 クライシス対応担当者

理事（研究開発本部担当）
理事（技術支援本部担当）
内部監査部長
企画部長
総務部長
物理応用技術部長
機能化学材料技術部長
情報システム技術部長
技術支援部長
地域技術支援部長
多摩テクノプラザ所長
経営企画室長
総務課長
財務会計課長
環境安全管理室長
技術振興室長
城東支所長
墨田支所長
城南支所長
食品技術センター長
総合支援課長